

特別職報酬等審議会会議要旨

1. 日 時 令和6年1月25(木) 午後2時00分～午後4時00分
2. 場 所 市川市役所第一庁舎5階 第2委員会室
3. 出席委員
- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 会 長 | 田口 安克 | 副会長 | 瀧上 信光 |
| 委 員 | 小林 俊之 | 委 員 | 塩田 喜美子 |
| 委 員 | 芝田 弘一 | 委 員 | 鈴木 麻由美 |
| 委 員 | 富永 滋 | 委 員 | 戸村 節子 |
| 委 員 | 知久 有美 | 委 員 | 長尾 朋聡 |
| 委 員 | 細川 ひろみ | 委 員 | 森 紋子 |
4. 欠席委員
- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 委 員 | 大野 京子 | 委 員 | 紺野 大輔 |
| 委 員 | 中田 和典 | | |
5. 事務局
- | | | | |
|----|---------|----|-------|
| 福田 | 総務部次長 | 吉成 | 職員課長 |
| 西脇 | 職員課主幹 | 星野 | 職員課主任 |
| 石橋 | 職員課主任主事 | | |
6. 提出資料
- | | |
|--------|---------------------------|
| 資料16-1 | 令和5年調査市の基礎情報について |
| 資料17 | 令和5年給与勧告の骨子 |
| 資料18 | 令和5年人事院勧告への対応について |
| 資料6-1 | 市川市特別職の給与 |
| 資料8-1 | 特別職の報酬等を決定する際の考え方等の整理について |

7. 会議概要

田口会長

只今より、第4回市川市特別職報酬等審議会を開催いたします。

初めに、市川市特別職報酬等審議会条例第6条第2項において、『会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない』とされておりますので、出席者の確認をいたします。

本日は、大野委員、紺野委員、中田委員より欠席のご連絡をいただいております。

したがいまして、委員定数15人の半数以上の委員にご出席いただいておりますので、会議は有効に成立しておりますことを確認いたします。

田口会長

次に、会議公開等についてです。

本日の議題につきましては、後ほど事務局から説明がございますが、個人情報に該当するような資料や説明はないということを、事前に事務局より聞いておりますので、非公開とする事項はございません。

この場合、原則として会議は公開することとなっております。

したがって、本日の会議は公開としたいと思いますが、賛成の方は、挙手をお願いします。

— 全員挙手 —

田口会長

ありがとうございます。それでは、本日の会議は公開といたします。

なお、傍聴につきましては、本日の傍聴者はおりませんのでご承知おきください。

田口会長

会議次第の議事に入る前に、第3回会議で「類似団体及び近隣市の人口構成等の基礎情報」に関する質疑がありましたので、その資料を用意しました。事務局に資料の説明を求めます。

事務局

(資料16-1により説明)

田口会長

続きまして、会議次第の『2 議事』に入ります。

始めに、議題の『(1) 市川市一般職の職員の給与改定について』を議題といたします。事務局に資料の説明を求めます。

事務局

(資料17・18・6-1により説明)

田口会長

資料6-1のとおり、期末手当の12月の支給月数は以前2.2でしたが、0.1加えて2.3になったということです。ご質問等がありましたら挙手の上、質問して頂けたらと存じます。

瀧上副会長

今回、国家公務員の一般職は人事院勧告による給与改定があり、それと同様の給与改定を市川市も行いました。特別職について補足します。

総理大臣や国務大臣の発言で、「このご時世に給与が上がるのは問題だ」と、よく新聞に掲載されていました。また、世論もあって、引上げ分を返納するということがありました。これは特別職の給与に関する法律の附則の中で「特別職の給与を返納することについては、公職選挙法上の寄附には該当しない」とあり、違法性を阻却する規定により返納されました。

人事院勧告では、「国の特別職も一般職に準じて改定しなさい」ということで、総理大臣も上がった訳です。国の特別職は、総理大臣、国務大臣、国会議員だけでなく、防衛省の職員や国会の職員も含まれますので、一般職の公務員と同じような仕事をしている職員も特別職です。そのため、人事院勧告では「準じて取扱いなさい」ということで給与改定されています。ただ、総理大臣や国務大臣は国の政治家ですので、世論の批判を受けて返納する仕組みが法律上設けられました。

地方公務員の場合は返納する規定がありませんので、市川市長が給料の30%を返納した時は、それを可能にする条例改正をしました。このように、地方公共団体の特別職の給与返納は条例改正をしないと出来ません。

特別職といっても、国と地方では、特別職の範囲、考え方、制度が違いますので補足しました。

A委員

資料6-1「市川市特別職の給与」で市長等の地域手当の記載があります。市川市の市長等特別職には地域手当を支払っています。本審議会には関係はないと思いますが、市川市は5級地なので10%とされておりますが、市川市の特別職には10%以上の手当が出ています。事務局に事実関係を教えて頂きたい。

事務局

ご指摘のとおり、市川市は、国家公務員の一般職の地域手当の指定基準では10%とされています。それに対して市川市の一般職の職員に対する地域手当の支給割合は12%で2%上乗せして支給しています。その理由は、お隣の浦安市や船橋市と同じ様な経済圏域にあるそれらの自治体との均衡を図って12%とさせて頂いています。

A委員

近隣の類似団体の市町村の例に習って10%ではなく12%で支給されているというのですが、特別職報酬等審議会で類似団体とされている36団体のうち17団体の市長は0%です。残りの団体は、10%、12%、或いは、6%とバラバラです。これも確認したいと思います。

事務局

ご指摘を頂きました36団体というのは、前回の会議で提示させて頂いた資料16「類似団体及び近隣市の特別職報酬等の状況」に関するご質問かと思えます。

そちらで、市長等の給料月額や年収、地域手当のパーセンテージを提示しております。市川市は12%で一般職と同じ率ですが、0%とされている自治体が多数あるとのご指摘でした。

まず、地域手当の支給がない地域については当然0%になっていると考えられます。

もう一つは、一般職の職員については地域手当が支給されていますが、特別職については、それを適用しない、もしくは、それを含んだ額で設定していることが考えられます。

0%ではない地域は、市川市と同様に一般職と同率の地域手当を支給しているのではないかと感じています。

そうした違いがありますので、資料16では、年収ベースで比較が出来るように、資料を提示しております。年収ベースから逆算して頂き、地域手当を踏まえて、月額の設定を検討して頂ければと思います。

A委員

地域手当については、資料16【参考④】40頁にある通り、市川市は5級地10%と決められています。国ベースで考えると10%上乘せしてもよいという基準だと思えますが、先程も質問したとおり、当市は12%で設定して、特別職は2%上乘せして12%で支払っているという現状です。

資料8 特別職関係通達にありますが、特別職の地域手当については、「極めて不適當である」という言葉を使って表現しています。概略を説明しますと、常勤の一般職に対しては、「いろいろ手当を付けて構わない」としていますが、特別職は、「本来の職務の特殊性に基づき、当該職務に対する一切の給付を含めて、市長村長等特別職に対して支給することは、極めて不適當である」と自治省の行政局の通知が出ています。自治省通知の主旨から考えて、市川市の特別職に地域手当を支給することは、差し支えがあり極めて不適當ではないかということです。事務局に確認を求めます。

事務局

本市の特別職に地域手当を支給することが、この通知の主旨に反するのではないかとのご指摘ですが、この通知には「管理職手当以外の手当についても、国家公務員の特別職の職員に支給されている手当（調整手当または暫定手当、期末手当、寒冷地手当）に相当するものは、国との均衡上支給することは差し支えない」とされています。調整手当は地域手当の前身で、地域間格差を埋める主旨の手当です。従いまして、自治体が地域手当を支給することも差し支えないと認識しています。

A委員

歴史的に分からない部分もありましたので、一応、事務局に確かめさせて頂くという趣旨で発言しました。ただ、それをもってしても、市長にどうして地域手当が必要なのか理解が出来ません。地域手当については、きちんとした文面がどこにも見当たらない

訳です。市民の一般的な感情からして、市長やその他の特別職の方に本給の他に通勤手当は当然支払いますが、いわゆる地域手当が必要なのかと思います。この審議会の議論の中心ではないので、これ以上は話しませんが、提案事項として、私は一つ重要な問題だと思います。

瀧上副会長

この通知は、特別職には管理職手当や超過勤務手当を支給すべきでないということです。地域手当や寒冷地手当、期末手当は自治体でも国に準じて支給して良いとされています。特定の地域で勤務する場合には、一般職でも、特別職でも、同じ事由なので対応可能です。管理職手当や超過勤務手当といったものは、支給してはいけないというのが通達の主旨であると理解しています。

A委員

この審議会で比較検討する類似団体が36団体ピックアップされ、その内の17団団体が0円にされています。それをもってしても、副会長が申された「他の市町村で寒冷地手当を支給するのと同様の主旨で地域手当を支給している。」という説明に私は十分理解できません。

瀧上副会長

市によっては、地域手当を本給に含めて支給していますので地域手当はありません。このようなやり方をしている千葉県内の市の例を事務局から説明してください。

事務局

県内では把握していません。類似団体である町田市と八王子市の市長については、地域手当が0%とされていますが、一般職の職員には地域手当が支給されていると考えられますので、副会長が申されたとおり、給料月額に反映をしているものと認識しています。

田口会長

全体で考えるには、地域手当が対象外ということではなく、それを考えながら議論した方が良いでしょうということ、仰っているという理解で宜しいでしょうか。類似団体では色々な見せ方があります。実際にはどうなのかをトータル的に考えて給与の方に焦点を当てることはすごく大事なことと思いますので、思ったことは発言していただければと思います。ありがとうございます。他に何かございますか。

瀧上副会長

手当があるかどうかではなく、年俸ベースで比較するという、年俸ベースの比較表を事務局で作成し説明しています。

田口会長

年俸ベースでの審議はずいぶん前から行っていますが、全体を考えながら審議対象に焦点をあてアプローチしています。

他になれば『(1) 市川市一般職の職員の給与改定について』は終了いたします。

次に、これまで国からの通達に基づき調査・審議してきましたので、特別職の報酬等を決定する際に、考慮すべき事項としての考え方を改めて整理しました。その資料を用意しましたので事務局の説明を求めます。

事務局

(資料8-1により説明)

田口会長

事務局からの説明は終わりましたが、質問等がありましたら挙手の上お願いします。

無いようですので、感想でも良いので発言を順番にお願いします。

B委員

今日は、一般職の職員の給与について説明を受けましたが、資料8-1の一般職と特別職の違いを意識して、今後検討してほしいという主旨でしょうか。

田口会長

一般職の改定事由とは当然違います。これらの相対的な動きを一つの位置付けとして、把握して頂ければということです。資料8-1や改定してからどのように推移しているかについて、参考になればとの主旨です。

瀧上副会長

補足しますと、人事院勧告で今回引上げになった要素に特別職も同じような事由があるのかどうか。特別職を検討するにあたって、今回の人事院勧告の考え方を勉強しておこうということです。

C委員

議会の回数は年4回と決まっていますが、日数は各市町村によって違いがあり市川市は短いという話を聞きました。時間給で近隣と比較するには、どのようにしたら良いのか疑問に思いました。

事務局

議会の開催日程は、資料13-2において、議会の活動状況について「令和3年度の本市及び近隣市における本会議の開催状況」を提供しております。本会議時間を見比べ

ますと、市川市は126時間35分ですが、千葉市で110時間、松戸市で87時間、柏市で93時間、鎌ヶ谷市で59時間、浦安市で54時間と、本市より下回っています。船橋市は161時間で、本市より上回っています。

このように近隣市との比較ではありますが、本市の本会議時間は比較的長いと認識しています。

D委員

先程から地域手当について色々と質問がありました。以前にもずいぶん地域手当のことが出ていました。非常に分かりにくいのは、私たち委員は地域手当を審議できない立場です。市長や副市長等の特別職の給料と年収と退職金について全国の市町村を参考に見せて頂きますが、地域手当を外されて審議する立場です。

以前も「地域手当を一緒に入れたものをベースにして審議したらどうか。」と意見が出ていましたが、私もその方が分かりやすいと思います。なぜ別にされるのかお聞きしたいです。

田口会長

条例第2条に書いてあることですが、その主旨について事務局から説明してください。

事務局

条例上は、地域手当は除かれており、給料月額、とされています。地域手当を除いている主旨ですが、手元に資料がありませんので、即答は致しかねます。この点については、後日調査の上でご報告を差し上げたいと思いますが、宜しいでしょうか。

D委員

分かりました。

田口会長

年俸で考えると全部含まれていますが、なぜそれに絞っているのかとの質問です。事務局で条例第2条の主旨を調べてください。

E委員

諸物価高騰により民間の給与がまた大幅にアップするというような話も聞きます。そうすると一般行政職の方が人事院勧告に倣っていくのかなと思います。そういった場合に特別職の報酬等を決定する際の考え方について参考になりました。

F委員

地域手当について、なぜ一緒になっている市と一緒にいない市があるのかと思いました。年俸ベースで考えるのは分かりませんが、年俸と分けた一部だけ考えるのは違

うのかなと思います。

例えば、他の別の地方で同じような審議会があった時に、なぜ、そちらの方は一緒に考えて、こちらの方は考えられないのかと思いました。回答をお待ちしています。

G委員

資料16-1で地方交付税交付団体を調べて頂きましたが、この間の会議では企業の数もというお話でした。資料に載せてもらうと分かりやすいです。企業の数はイコール税金になるのかなということです。税金がこれだけあるので市長にこれだけ払える、ということもあるのかなと思います。後日、そのような資料を頂けるのでしょうか。前回の会議でこのような資料では比較にならず、全然分からないと仰っていた方がいたかと思えます。

瀧上副会長

例えば、大企業が一つあるだけで大きな税金となるため、数だけではありません。ポイントは、税金で必要な経費を賄えるのか足りないのかです。足りなければ交付税が国から来ます。市川市は税金が必要経費を上回り黒字なので国からの交付税はありません。交付税があるかは企業が幾つかではありません。結果的として税金が支出を上回れば非常に健全財政な自治体だといえると思います。

G委員

交付税不交付団体ということで分かりました。

H委員

特別職の方の基本給がメインで特別手当のボーナスはあまり拘ってはいけないということなので、基本給が貰いすぎだとなった場合に、ボーナスで調整するのかなと思えました。

今日は一般職のことについてお聞きしましたが、市川市職員何名いるのでしょうか。

事務局

常勤の一般職の職員は、約3,000人勤務しています。

I委員

私もこちらの特別職報酬等審議会を結構長くやらせて頂いています。その際の建議で毎回、「副市長が2人の時と1人の時で給料が同じというのは如何なものか。」と言っていました。資料8-1「特別職の報酬等を決定する際の考え方等の整理について」では、「広く民意を反映するために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が」という文言があります。私の「副市長2人の時と1人の時で給与が同じなのはおかしいではないか。」という意見は、これからも持っていて良いのでしょうか。

田口会長

この委員会は何か言ってはいけないということはありません。

I 委員

税金に関する素朴な疑問です。市川市の決算報告で歳入と歳出という円グラフがあります。市役所で働いている公務員の給料はどこになるのでしょうか。民生費とか衛生費とか色々ありましたのでお尋ねします。

田口会長

次回が財政状況についてなので、その時に説明させていただいて宜しいでしょうか。

I 委員

次回を楽しみにお待ちしております。

J 委員

私は元議員の代表ということでここに参加させて頂いていますので、若干申し上げたいと思います。議員の仕事は議会を開催している時だけではありません。大方の議員は1年365日24時間という思いで地域から民意を伺って、議会の議案にしたり、課題解決のために1年間動いて働いたりしています。そのように受け止めて頂けたらうれしいです。

資料8-1の「特別職の報酬等について」の下線部分に「一般職の給与とは自ずからその性格を異にし」というのがあります。これとは別なのですが、今の議員は、ほとんど他に職を持っていません。生活給として仕事をしている方が多いので民間の給与と同じ様に上げていかないと議員のなり手が難しくなります。飛躍かもしれませんが、財力のある人だけが、議員になりかねないような気がします。

大方の民間給与について、今後、大企業で5%~10%上げるという報道があり、中小は厳しいですが2~3%上がってくるという記事を読みました。この審議会でもそのような方向になって頂けたら嬉しいなどの意見です。

田口会長

私の職業柄、色々な会社様の給与を見ていますが、それなりに上がってきています。ほとんどの会社様は、まずは従業員の給与を上げて、最後に役員の給与を上げる傾向にあると認識しています。

以上を持ちまして、第4回市川市特別職報酬等審議会を閉会いたします。

— 閉会 —

市川市特別職報酬等審議会 会長